

第10回滝沢市農業委員会総会会議録

- 1 日時 平成27年4月21日 午前10時
- 2 場所 滝沢市役所 4階 中会議室
- 3 日程
 - 日程第 1 議事録署名人並びに書記の指名について
 - 日程第 2 会期の決定について
 - 日程第 3 業務報告について
 - 日程第 4 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請に対する可否の決定について
 - 日程第 5 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見の決定について
 - 日程第 6 議案第3号 農地転用事業計画変更申請に対する意見の決定について
 - 日程第 7 議案第4号 農用地利用集積計画の決定について
 - 日程第 8 議案第5号 農地法の適用外証明願いに対する可否の決定について
 - 日程第 9 議案第6号 農地のあっせんについて
 - 日程第 10 議案第7号 農用地利用配分計画(案)に対する意見の決定について
 - 日程第 11 報告第1号 第5回総務小委員会の報告について
 - 日程第 12 報告第2号 農地転用届出の確認事務報告について
 - 日程第 13 報告第3号 農地法第18条第6項の規定による通知について
 - 日程第 14 報告第4号 農地あっせん申出の取下願いの報告について
- 4 出席委員
 - 1番委員 大森 泰英
 - 2番委員 金崎 修一
 - 3番委員 鈴木 文雄
 - 4番委員 工藤 肇
 - 5番委員 井坂 義信
 - 6番委員 菊地 和夫
 - 8番委員 新田 義修
 - 10番委員 西村 秋良
 - 11番委員 小山田 栄一
 - 12番委員 小森 アツ子
 - 13番委員 中村 奈々子
 - 14番委員 齊藤 新一
 - 15番委員 三上 榮
 - 16番委員 齊藤 實
- 5 欠席委員
 - 9番委員 鈴木 学

6 説明のために会議に出席したもの

農業委員会事務局 局長 長嶺正治

〃 総括主査 武田裕雅

〃 主査 海老澤愛

開会時刻 平成27年4月21日 午前10時

議長

只今の出席委員は14名であります。農業委員会等に関する法律第21条第3項の規定により、在任委員の過半数に達しておりますので本総会は成立いたします。

これより、第10回滝沢市農業委員会総会を開催いたします。

日程第1、議事録署名人並びに書記の指名についてお諮りいたします。本案件につきましては、会議規則第11条の規定により、当職よりご指名することにご異議ございませんか。

(なしの声あり)

議長

ご異議なしということでございますのでご指名申し上げます。議事録署名人につきましては、4番工藤肇委員及び5番井坂義信委員を指名します。

書記には、事務局の武田総括主査と海老澤主査を指名します。

日程第2、会期の決定についてお諮り致します。本総会の会期は本日1日といたしたいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

(なしの声あり)

議長

ご異議なしということでございますので、本総会の会期は本日1日とすることに決定いたしました。

日程第3、業務報告について事務局より報告させます。

長嶺事務局長 (第9回総会開催後の業務を報告する)

議長

日程第4議案第1号、農地法第3条の規定による許可に対する可否の決定についてを議題とします。

事務局より説明させます。

武田総括主査 今回の農地法第3条の許可申請は売買による所有権移転が2件、贈与による共有者の持分移転が4件です。議案書5ページをご覧ください。

それでは説明いたします。(以降議案書朗読説明)

以上について補足説明します。

整理番号1について、譲り渡し人は後継者不足による農業廃止による売渡。整理番号3番から6番は5名の共有地を耕作者一人への持分移転となります。

以上で説明を終わります。

議長 今回の現地調査は、4番工藤肇委員と6番菊地和夫委員、8番新田義修委員が行っておりますので、本案件の現地調査報告は4番工藤肇委員にお願いします。

4番工藤委員 それでは、私のほうから整理番号1番から6番について、4月15日に現地調査を実施して来ましたので、ご報告申し上げます。

整理番号1につきましては、3月27日に開催されたあっせん会議に基づき申請がなされたものです。整理番号2につきましては、高齢化による規模縮小であります。また、整理番号3から整理番号6につきましては、現在耕作している人への持分移転となっております。いずれの現地につきましても、農地として活用されておりました。

全部効率利用の関係については、別添農地法第3条調査書にもあるとおり、今回申請の譲受人の方々は、営農活動に励んでおり、保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれます。

また、譲受人の方々は権利取得後には、引き続き水稻栽培やいまままで通り野菜の栽培を計画していると聞いておりますので、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないと考えられます。

以上で、議案第1号 整理番号1番から6番までの調査報告とさせていただきます。

議長 これより質疑に入ります。

15番三上委員 確認です。整理番号1番ですが、農業廃止ということですが、現在の経営面積が12,684㎡に対し今回の案件で3,606㎡を売買したとしても、残りの農地はどのようになるのかお伺いします。

武田総括主査 この方についてですが、これ以外の案件については出でない状況です。確かに、今回の案件を差し引いても9,000㎡位残ります。後の農地については、順次相談に来るものと考えております。

議長 他にありませんか。

(なしの声あり)

議長

質疑を終了して採決に入ります。

議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請に対する可否の決定について、原案のとおり許可することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長

挙手全員であります。

よって、議案第1号は許可することに決定いたしました。

日程第5議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請に対する意見の決定についてを議題とします。

事務局より説明させます。

武田総括主査 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見の決定について説明します。病院建設に伴う作業員の駐車場用地として利用したいとした一時転用が1件となります。

(以降議案書朗読説明)

意見書・調査書は議案書16ページのとおりとなります。

以上で説明を終わります。

議長

本案件の現地調査報告は、6番菊地和夫委員にお願いします。

6番菊地委員 それでは私のほうから議案第2号について報告します。

位置的には、篠木小学校から南西へ約2キロメートルのところにあります。周囲の状況は農地と山林が混在しております。

申請の理由は、栃内第二病院の新築移転工事に伴う作業員の駐車場として使用したいとのことです。

工事期間中は現地に鉄板を敷いて使用し、完了後は全て撤去し、農地に復元する計画とのことです。

以上につきまして調査の結果、日照について支障はなく、被害防除についても影響が少なく、問題はないものと見受けられました。

以上で議案第2号の現地調査報告を終わります。

議長

これより質疑に入ります。

(なしの声あり)

議長

質疑を終了して採決に入ります。

議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請に対する意見の決定について、許可相当とすることに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 挙手全員であります。
よって、議案第2号は原案のとおり決定いたしました。

議長 日程第6議案第3号、農地転用事業計画変更申請に対する意見の決定についてを議題とします。
事務局より説明させます。

武田総括主査 農地転用事業計画変更申請書に対する意見の決定について説明します。県道拡幅工事に伴う工種の変更と追加工事のため、工期延長に伴う一時転用期間の延長が1件となります。
(以降議案書朗読説明)
意見書は議案書19ページのとおりとなります。
以上で説明を終わります。

議長 本案件の現地調査報告は、8番新田義修委員にお願いします。

8番新田委員 整理番号1番についての現地調査の報告をいたします。
申請地は、申請地見取り図の5ページにあります。
この案件は、平成24年7月に県道16号線拡幅工事に伴う、いわて銀河鉄道発注のいわて銀河鉄道線巢子・滝沢間野沢架道橋工事施工のための、現場事務所・資材置場・仮設道路等の一時転用として許可を受けている案件です。当初は平成26年12月末までの期間でしたが、トンネル工において機械掘削から人力掘削に工法の変更及び擁壁工の追加などから平成27年8月まで期間の延長をしたいと申し出があったものです。位置的には、いわて銀河鉄道滝沢駅から南東へ約250メートルのところにあります。
申請地周辺の状況は市街化区域に近接した農地となっております。
調査の結果、周辺の地域への農業等に及ぼす影響は、期間の延長だけであり変更前と比較して同等と認められ、問題が無いものと見受けられました。以上で報告を終わります。

議長 これより質疑に入ります。

(なしの声あり)

議長 質疑を終了してこれより採決に入ります。

議案第3号、農地転用事業計画変更申請に対する意見の決定について、許可相当とすることに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長

挙手全員であります。

よって、議案第3号は許可相当することに決定いたしました。

日程第7議案第4号、農用地利用集積計画の決定についてを議題とします。

事務局より説明させます。

武田総括主査 今回の農業経営基盤強化促進法に基づく利用権設定の案件は、所有権移転の案件が1件、利用権貸借の案件が7件です。

それでは、整理番号1番から説明させていただきます。資料は21ページをご覧ください。

(以降議案書朗読説明)

以上について補足説明いたします。

整理番号1番は、先月の総会で農地中間管理機構に所有権移転を行った農地であります。今月は認定農業者の方へ所有権移転を行うものです。

整理番号6番は、平成27年4月7日に開催されたあっせん会議において決定した譲受人に貸付けするものです。

整理番号8番は、農地中間管理機構への貸付けによる農地中間管理権の設定になります。

以上の計画要請の内容は、議案資料25ページからの調査書に記載されているとおり経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

なお、整理番号8番について、農業経営基盤強化促進法第18条第3項では、農用地利用集積計画は、農用地の効率利用要件等に該当するものでなければならない、とありますが、同条同項2項ただし書きに、農地中間管理機構が農地中間管理事業によって利用権の設定等を受ける場合にあっては、この限りではないとされており、本案件に関しては調査書の添付をしておりますことを申し添えます。

以上で説明を終わります。

議長

本案件の現地調査は、8番新田義修委員にお願いします。

8番新田委員 それでは、私の方から整理番号2番から8番について、4月15日に現地調査を実施して来ましたので、ご報告申し上げます。現地は、全体として広く農地として活用されておりました。整理番号2番から7番までにつきまして、全部効率利用の関係及び地

域との調和要件についてですが、別添農用地利用集積計画調査書にもあるとおり、今回申請の譲受人の方が権利を得ている農地は、全て耕作されており、保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれます。譲受人は譲渡人と同様に水稻等の栽培を計画しているということです。

整理番号8番は、すべて農地中間管理機構である岩手県農業公社が権利を取得するものであります。

これらのことから、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないと考えられます。

以上で、議案第4号 整理番号2番から8番の調査報告とさせていただきます。

議長 これより質疑に入ります。

(なしの声あり)

議長 質疑を終了してこれより採決に入ります。

議案第4号、農用地利用集積計画の決定について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 挙手全員であります。

よって、議案第4号について原案のとおり決定しました。

日程第8議案第5号、農地法の適用外証明願いに対する可否の決定についてを議題とします。

事務局より説明させます。

武田総括主査 農地法の適用外証明願いに対する可否の決定について説明します。(以降議案書朗読説明) 以上で説明を終わります。

議長 本案件の現地調査報告は、6番菊地和夫委員にお願いします。

6番菊地委員 議案第5号について現地調査報告をいたします。

整理番号1番を説明します。位置的には、滝沢小学校 から北へ約200メートルのところでは、

申請地は墓地や宅地に囲まれた小面積の農地となっております。

申請の理由は、昭和60年に進入路として利用していた土地に一般住宅が建ち、農地への進入路がなくなり大型機械による耕作が出来ない状態が続き現在に至ったとのこと。

現地は宅地化が進み、当該地番も昭和60年当時から耕作して

おらず、今後農地として利用できる見込みもないことから農地法の適用外証明を願い出たとのこととです。

調査の結果、日照については支障なく、被害防除についても影響が少なく、問題がないものと見受けられました。

以上で報告を終わります。

議長 これより質疑に入ります。

(なしの声あり)

議長 質疑を終了してこれより採決に入ります。
議案第5号、農地法の適用外証明願いに対する可否の決定について、証明することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 挙手全員であります。
よって、議案第5号は証明することに決定いたしました。
日程第9議案第6号、農地のあっせんについてを議題とします。
事務局より説明させます。

武田総括主査 (議案書朗読説明)

議長 暫時休憩します。

(10時43分休憩)

(10時54分再開)

議長 休憩以前に引き続き会議を再開します。
これより質疑に入ります。

(なしの声あり)

議長 質疑を終了してこれより採決に入ります。
議案第6号、農地のあっせんについて、あっせんすることに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 挙手全員であります。
よって、議案第6号はあっせんすることに決定いたしました。
引き続きあっせん委員を決定いたしますが、整理番号1番については、10番西村秋良委員と16番齊藤実委員とし、整理番

号2番については、6番菊地和夫委員と14番齊藤新一委員をそれぞれあっせん委員とすることに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 挙手全員であります。
よって、只今の4名の方をあっせん委員とすることに決定いたしました。

日程第10議案第7号、農用地利用配分計画(案)に対する意見の決定についてを議題とします。

事務局より説明させます。

武田総括主査 農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく利用配分計画(案)に対する意見の決定についてを説明します。資料は37ページ、申請地見取図は19ページから22ページをご覧ください。

(以降議案書朗読説明)

以上について補足説明いたします。

本件は、3月の総会で農地中間管理機構に農地中間管理権を設定した農地を、借受希望の応募者の中から地域農業マスタープランに位置づけられた認定農業者や中心経営体に貸付するものです。

以上、整理番号1番から3番について、経営面積・従事日数など別添意見書のとおり農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第4項の各要件を満たしていると考えています。

以上で説明を終わります。

議長 本案件の現地調査については、第9回農業委員会総会、議案第2号において報告済みですので、省略しております。

これより質疑に入ります。

(なしの声あり)

議長 質疑を終了して、採決に入ります。

議案第7号、農用地利用配分計画(案)に対する意見の決定について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 挙手全員であります。

よって、議案第7号は原案のとおり決定いたしました。

日程第11報告第1号、第5回総務小委員会の報告について、総務小委員長は議長を兼ねておりますので、三上副委員長より報告させます。

15 番三上委員 それでは、滝沢市農業委員会小委員会規定第10条に基づき、4月21日開催した第5回総務小委員会の内容を報告します。
(以降議案書朗読)

議長 日程第12報告第2号、農地転用届出の確認事務報告について、事務局より報告させます。

武田総括主査 農地転用届出の確認事務報告は第4条によるものが1件、第5条によるものが1件ございました。(以降議案書朗読報告)
以上につきましては、添付書類も完備しておりましたので、事務局長専決により書類を受理し、受理通知書を交付いたしました。
以上で報告を終わります。

議長 日程第13報告第3号、農地法第18条第6項の規定による通知について、事務局より報告させます。

武田総括主査 農地法第18条第6項の規定による通知について報告します。
案件は1件です。(以降議案書朗読)
以上で報告を終わります。

議長 日程第14報告第4号、農地あっせん申出の取り下げ願いについて、事務局より報告させます。

武田総括主査 農地あっせん申出の取り下げ願いについて報告します。
案件は2件です。(以降議案書朗読)
以上で報告を終わります。

議長 以上をもちまして、本日の議事日程は全部終了しました。これをもって第10回滝沢市農業委員会総会を閉会いたします。

閉会時刻 平成27年4月21日 午前11時20分

議長

会議録署名人 4番委員

会議録署名人 5番委員

これは原本である。

平成27年4月21日

滝沢市農業委員会会長 齊藤 實